

令和8年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

1 法改正や国・県の動きを受けた修正

① 保健医療・福祉支援の強化

【参考資料1】P 1～3

国・県の防災計画の修正に基づき、本市計画においても在宅、車中泊避難者に対し、保健師等による巡回健康相談等を実施し、保健医療サービス及び福祉サービスを提供することを明記する。

② 防災DXの推進

【参考資料2】P 1～2

国・県の防災計画の修正に基づき、本市計画においても発災時に迅速かつ円滑な物資支援を実現するため、物資支援業務の実態に即した機能が付与された「新物資システム（B－P L o）」の活用について明記する。

2 関係機関の事務に係る修正

【参考資料3】P 1

地域防災計画に関係する機関がその分掌事務について行う防災体制の修正、数値等の時点修正及びその他の修正を行う。

3 災害協定等の新規締結

令和7年度：8件

（1）物資の供給等

- ア：株式会社エアシールド（気泡衝撃材・折り畳み式簡易ベッド等の調達）
- イ：プラス株式会社ジョイントテックスカンパニー、株式会社フジヤ號（物資の調達）
- ウ：兵庫ヤクルト販売株式会社（飲料等の調達）
- エ：日野屋株式会社 神戸支店（災害用トイレ等の供給）

（2）施設の一時的な利用等

- ア：日岡神社
- イ：サンフロンティアホテルマネジメント株式会社（たびのホテル加古川別府駅前）
- ウ：加古川商工会議所、株式会社カノコ、シンエーフーズ株式会社
（加古川プラザホテル、加古川商工会議所）

（3）その他

- ア：兵庫県介護支援専門員協会 加古川支部
（要介護者等が必要とするサービスを円滑に提供するための支援体制構築）

4 避難行動要支援者支援制度の見直し（資料）

平成 30 年 11 月に策定した「加古川市避難行動要支援者支援指針」を令和 7 年 12 月に改定した。策定以降の災害対策基本法の改正や、国・県の要配慮者支援に関する指針の見直し等を踏まえ、避難行動要支援者名簿の精度向上を図るため、調査様式を見直し、避難能力や支援の必要性を確認しやすいフローチャート形式へ変更するなど、真に支援を必要とする方を把握しやすい仕組みとした。

また、個別避難支援計画（セルフプラン）を災害対策基本法に基づく個別避難計画に一元化した。

令和8年度 加古川市水防計画 主な修正内容

【修正主旨】

関係機関が水防計画に係る項目の見直しを図ったため、内容を修正するもの。

【修正箇所】

- 1 第5章 水防要員の配置 **【参考資料4】** P 1
要員数を一部改める。
- 2 第8章 情報連絡及び水防通信 **【参考資料4】** P 2
基準地点及び基準水位の名称及び基準変更による修正を行う。
- 3 付録の修正
時点修正や文言整理などを行う。

令和 8 年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

1 法改正や国・県の動きを受けた修正

① 保健医療・福祉支援の強化

※頁数は、加古川市地域防災計画（令和 7 年修正）のもの

修正対象 項	現行	修正案	変更理由
8 5	第 3 編 災害応急対策計画 第 9 章 救助・救急活動 第 1 節 救助・救急活動 1 救助隊・救急隊 消防部は、救助隊・救急隊を各現場へ派遣し、現場の状況把握、応援要請有無の判断、傷病者数の把握、救助活動、トリアージ等を行う。 2 救護部 救護部は、災害対応病院や医師会等と連携し、医療救護活動の全体調整、救急医療品の調達・確保及び人員確保を行うとともに次の災害対策を行うこととする。 （1） 救護所開設予定施設及び各病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 （2） 傷病者を、自主防災組織等と協力し必要に応じ最寄りの救護施設に搬送する。 （3） 傷病者の収容にあたっては、救護施設が効果的に機能するよう収容状況等の把握に努め、必要な調整を行う。 （4） 救護所の収容状況等の把握のため、救護所施設に職員を配置する。 （5） 血液の確保について必要があるときは、献血の協力を呼びかける。 （6） 救護所において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県・災害対応病院・医師会等に派遣を要請する。 ① 派遣を必要とする人員（内科・外科・助産等別人員） ② 必要な救護チーム数 ③ 医療救護活動を必要とする期間 ④ 救護チームの派遣場所 ⑤ その他必要事項 <u>（追加）</u>	第 3 編 災害応急対策計画 第 9 章 救助・救急活動 第 1 節 救助・救急活動 1 救助隊・救急隊 消防部は、救助隊・救急隊を各現場へ派遣し、現場の状況把握、応援要請有無の判断、傷病者数の把握、救助活動、トリアージ等を行う。 2 救護部 救護部は、災害対応病院や医師会等と連携し、医療救護活動の全体調整、救急医療品の調達・確保及び人員確保を行うとともに次の災害対策を行うこととする。 （1） 救護所開設予定施設及び各病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 （2） 傷病者を、自主防災組織等と協力し必要に応じ最寄りの救護施設に搬送する。 （3） 傷病者の収容にあたっては、救護施設が効果的に機能するよう収容状況等の把握に努め、必要な調整を行う。 （4） 救護所の収容状況等の把握のため、救護所施設に職員を配置する。 （5） 血液の確保について必要があるときは、献血の協力を呼びかける。 （6） 救護所において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県・災害対応病院・医師会等に派遣を要請する。 ① 派遣を必要とする人員（内科・外科・助産等別人員） ② 必要な救護チーム数 ③ 医療救護活動を必要とする期間 ④ 救護チームの派遣場所 ⑤ その他必要事項 <u>（7） 救護部は、DMA T と連携し、災害発生時における迅速な医療支援を確保する。DMA T が派遣された際は、医療支援の調整を行い、地域の医療体制の維持・強化を図る。</u>	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正

令和 8 年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

修正対象 項	現行	修正案	変更理由
9 4	第 3 編 災害応急対策計画 第 1 0 章 避難収容活動 第 2 節 指定緊急避難場所・指定避難所開設及び避難所運営計画 1 指定緊急避難場所の開設（省略） 2 指定避難所の開設（省略） 3 指定避難所の管理運営 各指定避難所において適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織の協力が得られるように努める。 （1） 指定避難所の管理 指定避難所の管理は、避難所担当職員が当たり、施設管理者は、施設の避難所利用に対して協力する。 （2） 指定避難所の運営 指定避難所の運営は、発災後の初期段階については、避難所担当職員及び施設管理者が運営を行うこととする。自主防災組織等を中心とした市民組織の体制が整った後は、市民組織を中心とした自主的な運営に移行することとする。 また、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮するものとする。特に、更衣室や授乳室の設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努めることとする。 （3） 学校教職員の協力 極めて重大な災害において、指定避難所となった施設の学校教職員は、指定避難所開設初期 1 週間を目安として、指定避難所の運営に協力し、支援事業を行う。 （4） ボランティアの協力 ボランティアは、管理責任者及び避難者と協議しながら、指定避難所の運営を補助する。 （5） 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。 <u>（追加）</u>	第 3 編 災害応急対策計画 第 1 0 章 避難収容活動 第 2 節 指定緊急避難場所・指定避難所開設及び避難所運営計画 1 指定緊急避難場所の開設（省略） 2 指定避難所の開設（省略） 3 指定避難所の管理運営 各指定避難所において適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織の協力が得られるように努める。 （1） 指定避難所の管理 指定避難所の管理は、避難所担当職員が当たり、施設管理者は、施設の避難所利用に対して協力する。 （2） 指定避難所の運営 指定避難所の運営は、発災後の初期段階については、避難所担当職員及び施設管理者が運営を行うこととする。自主防災組織等を中心とした市民組織の体制が整った後は、市民組織を中心とした自主的な運営に移行することとする。 また、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮するものとする。特に、更衣室や授乳室の設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努めることとする。 （3） 学校教職員の協力 極めて重大な災害において、指定避難所となった施設の学校教職員は、指定避難所開設初期 1 週間を目安として、指定避難所の運営に協力し、支援事業を行う。 （4） ボランティアの協力 ボランティアは、管理責任者及び避難者と協議しながら、指定避難所の運営を補助する。 （5） 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。 <u>また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービス及び福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</u>	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正

令和 8 年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

修正対象 項	現行	修正案	変更理由
9 8	第 3 編 災害応急対策計画 第 1 0 章 避難収容活動 第 4 節 要配慮者への配慮計画 1 要配慮者への配慮の基本方針（省略） 2 災害発生直後の要配慮者への配慮 （1） 安否の確認・救助及び避難所等への収容 援護部は、避難行動要支援者名簿等により事前に把握した、高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、災害発生時には、地域、自主防災組織、民生委員や関係団体等と協力し安否確認を行い、救助等に遺漏のないよう努めるとともに、避難誘導を実施する。 避難誘導を行う際には、ヘルプカードなどを活用し、要配慮者それぞれの特性に配慮した誘導を行うよう努めるものとする。 （2） 避難所等での配慮 ① ヘルプカードなどによる、要配慮者の特性の把握 ② プライバシーや暑さ寒さ対策等の環境整備 ③ 専用窓口を設置し、相談対応、情報や支援物資の提供 ④ 態様に応じた食事や生活用品等の提供 ⑤ 人工透析や難病の治療等に必要な医療機関との連携、治療体制の確保 ⑥ 福祉避難所の開設 ⑦ その他状況に配慮した避難所の運営 （3） 在宅者への配慮 自宅等で生活している要配慮者に対して、実態調査や巡回相談を実施し、心理的な支援や物資の確保等必要な支援を行うものとする。 （4） 情報提供 援護部は、要配慮者に対して確実に情報を伝達するため、個々のニーズに応じた手段を用いて広報活動を実施する。 （追加） 資料：「1－9：加古川市避難行動要支援者支援指針」	第 3 編 災害応急対策計画 第 1 0 章 避難収容活動 第 4 節 要配慮者への配慮計画 1 要配慮者への配慮の基本方針（省略） 2 災害発生直後の要配慮者への配慮 （1） 安否の確認・救助及び避難所等への収容 援護部は、避難行動要支援者名簿等により事前に把握した、高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、災害発生時には、地域、自主防災組織、民生委員や関係団体等と協力し安否確認を行い、救助等に遺漏のないよう努めるとともに、避難誘導を実施する。 避難誘導を行う際には、ヘルプカードなどを活用し、要配慮者それぞれの特性に配慮した誘導を行うよう努めるものとする。 （2） 避難所等での配慮 ① ヘルプカードなどによる、要配慮者の特性の把握 ② プライバシーや暑さ寒さ対策等の環境整備 ③ 専用窓口を設置し、相談対応、情報や支援物資の提供 ④ 態様に応じた食事や生活用品等の提供 ⑤ 人工透析や難病の治療等に必要な医療機関との連携、治療体制の確保 ⑥ 福祉避難所の開設 ⑦ その他状況に配慮した避難所の運営 （3） 在宅者への配慮 自宅等で生活している要配慮者に対して、実態調査や巡回相談を実施し、心理的な支援や物資の確保等必要な支援を行うものとする。 （4） 情報提供 援護部は、要配慮者に対して確実に情報を伝達するため、個々のニーズに応じた手段を用いて広報活動を実施する。 <u>（5） 災害派遣福祉チーム（DWA T）との連携</u> <u>援護部は、DWA Tと連携し、避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者等の福祉的支援を行えるよう準備を進める。DWA Tが派遣された際は、避難者に対する福祉的な相談や、避難所のバリアフリー化の助言等を行い、要配慮者が安全かつ適切に支援を受けられる体制を整える。</u> 資料：「1－9：加古川市避難行動要支援者支援指針」	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正

令和 8 年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

1 法改正や国・県の動きを受けた修正

② 防災 D X の推進

※頁数は、加古川市地域防災計画（令和 7 年修正）のもの

修正対象 項	現行	修正案	変更理由
1 6	第 2 編 災害予防計画 第 3 章 交通関係施設の整備 第 1 節 緊急輸送道路及び輸送拠点の整備【兵庫県、加古川市】 1 緊急輸送道路ネットワークの設定（省略） 2 輸送拠点の整備 兵庫県、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。 資料：「3－1 1：緊急輸送道路一覧」 （省略）	第 2 編 災害予防計画 第 3 章 交通関係施設の整備 第 1 節 緊急輸送道路及び輸送拠点の整備【兵庫県、加古川市】 1 緊急輸送道路ネットワークの設定（省略） 2 輸送拠点の整備 兵庫県、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B－P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。 資料：「3－1 1：緊急輸送道路一覧」 （省略）	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正

令和 8 年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

修正対象 項	現行	修正案	変更理由
3 7	第 2 編 災害予防計画 第 1 1 章 生活必需品等の供給体制の確立 第 1 節 食料、生活必需品等の備蓄及び調達【兵庫県、防災安全部】 1 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達の方針 災害時の食料及び物資の調達については、市民の自主的な備蓄、加古川市、兵庫県等の各拠点における備蓄及び流通備蓄により総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後 3 日間の非常用物資等を確保することを目標とする。 (1) 市は、市民が各家庭や職場等で、平時から最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水及び生活必需物資を備蓄するよう啓発する。 (2) 市は、市民の備蓄を補完するため、被災者 2 日分相当量を備蓄目標とし、食料、物資等の備蓄及び調達に努めるものとする。うち、被災者 1 日分については、現物備蓄を実施する。また、市は、危機管理情報システム等により、備蓄場所、在庫数及び使用期限等の管理を行うものとする。 (3) 兵庫県は、市町の備蓄を補完するため、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。 (4) 災害対策要員の食料 市は、災害対策要員に必要な食料を備蓄するものとする。 (5) 兵庫県、市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し情報共有を図るよう努めるものとする。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、<u>備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u> (6) 兵庫県、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 (省略)	第 2 編 災害予防計画 第 1 1 章 生活必需品等の供給体制の確立 第 1 節 食料、生活必需品等の備蓄及び調達【兵庫県、防災安全部】 1 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達の方針 災害時の食料及び物資の調達については、市民の自主的な備蓄、加古川市、兵庫県等の各拠点における備蓄及び流通備蓄により総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後 3 日間の非常用物資等を確保することを目標とする。 (1) 市は、市民が各家庭や職場等で、平時から最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水及び生活必需物資を備蓄するよう啓発する。 (2) 市は、市民の備蓄を補完するため、被災者 2 日分相当量を備蓄目標とし、食料、物資等の備蓄及び調達に努めるものとする。うち、被災者 1 日分については、現物備蓄を実施する。また、市は、危機管理情報システム等により、備蓄場所、在庫数及び使用期限等の管理を行うものとする。 (3) 兵庫県は、市町の備蓄を補完するため、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。 (4) 災害対策要員の食料 市は、災害対策要員に必要な食料を備蓄するものとする。 (5) 兵庫県、市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の<u>新物資システム（B－P L o）</u>を活用し情報共有を図るよう努めるものとする。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、<u>施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。また、兵庫県はその備蓄状況について、年に 1 回、広く住民に公表するものとする。</u> (6) 兵庫県、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B－P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 (省略)	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正

令和 8 年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

2 関係機関の事務にかかる修正

※頁数は、令和 7 年度加古川市地域防災計画のもの

修正対象 項	現行	修正案	変更理由																																																																																																																							
49	第3編災害応急対策計画 第1章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・連絡 I 気象予警報等の収集・連絡（風水害） 1 気象予警報等の収集・連絡（省略） 2 収集・連絡する情報の種類 (1)～(10)（省略） (11) 基準地点及び基準水位 ① 洪水予報指定河川 単位 m <table><tr><th>河川名</th><th>観測所</th><th>水防団待機 水位</th><th>氾濫注意 水位</th><th>避難判断 水位</th><th>氾濫危険 水位</th><th>氾濫する 可能性の ある水位</th><th>氾濫開始相当 水位 (参考値)</th></tr><tr><td rowspan="2">加古川</td><td>板波</td><td>2.00</td><td>3.50</td><td>4.20</td><td>5.00</td><td>5.41</td><td>二</td></tr><tr><td>国包</td><td>1.50</td><td>2.50</td><td>4.30</td><td>4.70</td><td>7.57</td><td>(7.64)</td></tr></table> ② 水位周知河川 単位 m <table><tr><th>河川名</th><th>観測所</th><th>水防団待機 水位</th><th>氾濫注意 水位</th><th>避難判断 水位</th><th>氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)</th><th>氾濫開始相当 水位 (参考値)</th><th>堤防高</th></tr><tr><td>喜瀬川</td><td>住吉橋 (中流)</td><td>0.90</td><td>1.20</td><td>1.40</td><td>1.70</td><td>(2.17)</td><td>3.91</td></tr><tr><td>法華山谷川</td><td>魚橋 (上流)</td><td>2.70</td><td>3.10</td><td>3.80</td><td>3.90</td><td>(4.75)</td><td>5.32</td></tr></table> ③ 播磨沿岸 単位 m <table><tr><th>港湾名</th><th>観測所</th><th>通報潮位</th><th>警戒潮位</th><th>高潮特別警戒 水位</th></tr><tr><td rowspan="2">東播磨港</td><td>東二見</td><td>T P +1.30</td><td>T P +1.80</td><td>T P +2.30</td></tr><tr><td>高砂</td><td>T P +1.20</td><td>T P +1.70</td><td>T P +2.30</td></tr></table>	河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫する 可能性の ある水位	氾濫開始相当 水位 (参考値)	加古川	板波	2.00	3.50	4.20	5.00	5.41	二	国包	1.50	2.50	4.30	4.70	7.57	(7.64)	河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫開始相当 水位 (参考値)	堤防高	喜瀬川	住吉橋 (中流)	0.90	1.20	1.40	1.70	(2.17)	3.91	法華山谷川	魚橋 (上流)	2.70	3.10	3.80	3.90	(4.75)	5.32	港湾名	観測所	通報潮位	警戒潮位	高潮特別警戒 水位	東播磨港	東二見	T P +1.30	T P +1.80	T P +2.30	高砂	T P +1.20	T P +1.70	T P +2.30	第3編災害応急対策計画 第1章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・連絡 I 気象予警報等の収集・連絡（風水害） 1 気象予警報等の収集・連絡（省略） 2 収集・連絡する情報の種類 (1)～(10)（省略） (11) 基準地点及び基準水位 ① 洪水予報指定河川 単位 m <table><tr><th>河川名</th><th>観測所</th><th>水防団待機 水位</th><th>氾濫注意 水位</th><th>避難判断 水位</th><th>氾濫危険 水位</th><th>氾濫発生 水位</th></tr><tr><td rowspan="2">加古川</td><td>板波</td><td>2.00</td><td>3.50</td><td>4.20</td><td>5.00</td><td>5.88</td></tr><tr><td>国包</td><td>1.50</td><td>2.50</td><td>4.30</td><td>4.70</td><td>7.78</td></tr></table> ② 水位周知河川 単位 m <table><tr><th>河川名</th><th>観測所</th><th>水防団待機 水位 (通報 水位)、 通報潮位</th><th>氾濫注意 水位 (警戒 水位)、 警戒潮位</th><th>避難判断 水位</th><th>氾濫危険 水位 (特別警戒 水位)</th><th>氾濫発生 水位</th><th>堤防高</th></tr><tr><td>喜瀬川</td><td>住吉橋 (中流)</td><td>0.90</td><td>1.20</td><td>1.40</td><td>1.70</td><td>2.17</td><td>3.91</td></tr><tr><td>法華山谷川</td><td>魚橋 (上流)</td><td>2.70</td><td>3.10</td><td>3.80</td><td>3.90</td><td>4.75</td><td>5.32</td></tr></table> ③ 播磨沿岸 単位 m <table><tr><th>港湾名</th><th>観測所</th><th>通報潮位</th><th>警戒潮位</th><th>高潮特別警戒 水位</th></tr><tr><td rowspan="2">東播磨港</td><td>東二見</td><td>T P +1.30</td><td>T P +1.80</td><td>T P +2.30</td></tr><tr><td>高砂</td><td>T P +1.20</td><td>T P +1.70</td><td>T P +2.30</td></tr></table>	河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫発生 水位	加古川	板波	2.00	3.50	4.20	5.00	5.88	国包	1.50	2.50	4.30	4.70	7.78	河川名	観測所	水防団待機 水位 (通報 水位)、 通報潮位	氾濫注意 水位 (警戒 水位)、 警戒潮位	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒 水位)	氾濫発生 水位	堤防高	喜瀬川	住吉橋 (中流)	0.90	1.20	1.40	1.70	2.17	3.91	法華山谷川	魚橋 (上流)	2.70	3.10	3.80	3.90	4.75	5.32	港湾名	観測所	通報潮位	警戒潮位	高潮特別警戒 水位	東播磨港	東二見	T P +1.30	T P +1.80	T P +2.30	高砂	T P +1.20	T P +1.70	T P +2.30	関係機関からの 意見に基づ く修正
	河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫する 可能性の ある水位	氾濫開始相当 水位 (参考値)																																																																																																																		
	加古川	板波	2.00	3.50	4.20	5.00	5.41	二																																																																																																																		
		国包	1.50	2.50	4.30	4.70	7.57	(7.64)																																																																																																																		
河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫開始相当 水位 (参考値)	堤防高																																																																																																																			
喜瀬川	住吉橋 (中流)	0.90	1.20	1.40	1.70	(2.17)	3.91																																																																																																																			
法華山谷川	魚橋 (上流)	2.70	3.10	3.80	3.90	(4.75)	5.32																																																																																																																			
港湾名	観測所	通報潮位	警戒潮位	高潮特別警戒 水位																																																																																																																						
東播磨港	東二見	T P +1.30	T P +1.80	T P +2.30																																																																																																																						
	高砂	T P +1.20	T P +1.70	T P +2.30																																																																																																																						
河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫発生 水位																																																																																																																				
加古川	板波	2.00	3.50	4.20	5.00	5.88																																																																																																																				
	国包	1.50	2.50	4.30	4.70	7.78																																																																																																																				
河川名	観測所	水防団待機 水位 (通報 水位)、 通報潮位	氾濫注意 水位 (警戒 水位)、 警戒潮位	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒 水位)	氾濫発生 水位	堤防高																																																																																																																			
喜瀬川	住吉橋 (中流)	0.90	1.20	1.40	1.70	2.17	3.91																																																																																																																			
法華山谷川	魚橋 (上流)	2.70	3.10	3.80	3.90	4.75	5.32																																																																																																																			
港湾名	観測所	通報潮位	警戒潮位	高潮特別警戒 水位																																																																																																																						
東播磨港	東二見	T P +1.30	T P +1.80	T P +2.30																																																																																																																						
	高砂	T P +1.20	T P +1.70	T P +2.30																																																																																																																						

令和 8 度水防計画 新旧対照表

項	現行				修正案				変更理由
7	【修正箇所 1】 第 5 章 水防要員の配置 2 消防団活動隊				【修正箇所 1】 第 5 章 水防要員の配置 2 消防団活動隊				
		長	要員	備考		長	要員	備考	
	消 防 団 長	1			消 防 団 長	1			
	消 防 団 長 付	2	<u>21</u>	代表副団長、女性分団長 要員（女性分団員 <u>16</u> 名、企業連携消防団員 5 名）	消 防 団 長 付	2	<u>23</u>	代表副団長、女性分団長 要員（女性分団員 <u>18</u> 名、企業連携消防団員 5 名）	
	活 動 隊 長	4		副団長	活 動 隊 長	4		副団長	
	地 区 隊 長	18		分団長	地 区 隊 長	18		分団長	
	地 区 副 隊 長	54		副分団長	地 区 副 隊 長	54		副分団長	
	分 隊 長	36		部長	分 隊 長	36		部長	
	庶 務 班	54		班長は各地区 3 名	庶 務 班	54		班長は各地区 3 名	
	情 報 連 絡 班	72		班長は各地区 4 名	情 報 連 絡 班	72		班長は各地区 4 名	
	監 視 班	72		班長は各地区 4 名	監 視 班	72		班長は各地区 4 名	
	機 動 班	72		班長は各地区 4 名	機 動 班	72		班長は各地区 4 名	
	隊 員		<u>736</u>		隊 員		<u>735</u>		
	計	385	<u>757</u>		計	385	<u>758</u>		

令和 8 度水防計画 新旧対照表

項	現行	修正案	変更理由																																																																																																																							
2 2	【修正箇所 2】 第 8 章 情報連絡及び水防通信 1 情報連絡 (1) ～ (6) (省略) (7) 基準地点及び基準水位 洪水予報指定河川 単位m <table><tr><th>河川名</th><th>観測所</th><th>水防団待機 水位</th><th>氾濫注意 水位</th><th>避難判断 水位</th><th>氾濫危険 水位</th><th>氾濫する 可能性の ある水位</th><th>氾濫開始相当 水位 (参考値)</th></tr><tr><td rowspan="2">加古川</td><td>板波</td><td>2. 00</td><td>3. 50</td><td>4. 20</td><td>5. 00</td><td>5. 41</td><td>二</td></tr><tr><td>国包</td><td>1. 50</td><td>2. 50</td><td>4. 30</td><td>4. 70</td><td>7. 57</td><td>(7. 64)</td></tr></table> 水位周知河川 単位m <table><tr><th>河川名</th><th>観測所</th><th>水防団待機 水位</th><th>氾濫注意 水位</th><th>避難判断 水位</th><th>氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)</th><th>氾濫開始相当 水位 (参考値)</th><th>堤防高</th></tr><tr><td>喜瀬川</td><td>住吉橋 (中流)</td><td>0. 90</td><td>1. 20</td><td>1. 40</td><td>1. 70</td><td>(2. 17)</td><td>3. 91</td></tr><tr><td>法華山谷川</td><td>魚橋 (上流)</td><td>2. 70</td><td>3. 10</td><td>3. 80</td><td>3. 90</td><td>(4. 75)</td><td>5. 32</td></tr></table> 播磨沿岸 単位m <table><tr><th>港湾名</th><th>観測所</th><th>通報潮位</th><th>警戒潮位</th><th>高潮特別警戒水位</th></tr><tr><td rowspan="2">東播磨港</td><td>東二見</td><td>T P+1. 30</td><td>T P+1. 80</td><td>T P+2. 30</td></tr><tr><td>高砂</td><td>T P+1. 20</td><td>T P+1. 70</td><td>T P+2. 30</td></tr></table> ※ T P は標高の基準となる海水面の高さを表す。	河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫する 可能性の ある水位	氾濫開始相当 水位 (参考値)	加古川	板波	2. 00	3. 50	4. 20	5. 00	5. 41	二	国包	1. 50	2. 50	4. 30	4. 70	7. 57	(7. 64)	河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫開始相当 水位 (参考値)	堤防高	喜瀬川	住吉橋 (中流)	0. 90	1. 20	1. 40	1. 70	(2. 17)	3. 91	法華山谷川	魚橋 (上流)	2. 70	3. 10	3. 80	3. 90	(4. 75)	5. 32	港湾名	観測所	通報潮位	警戒潮位	高潮特別警戒水位	東播磨港	東二見	T P+1. 30	T P+1. 80	T P+2. 30	高砂	T P+1. 20	T P+1. 70	T P+2. 30	【修正箇所 2】 第 8 章 情報連絡及び水防通信 1 情報連絡 (1) ～ (6) (省略) (7) 基準地点及び基準水位 洪水予報指定河川 単位m <table><tr><th>河川名</th><th>観測所</th><th>水防団待機 水位</th><th>氾濫注意 水位</th><th>避難判断 水位</th><th>氾濫危険 水位</th><th>氾濫発生 水位</th></tr><tr><td rowspan="2">加古川</td><td>板波</td><td>2. 00</td><td>3. 50</td><td>4. 20</td><td>5. 00</td><td>5. 88</td></tr><tr><td>国包</td><td>1. 50</td><td>2. 50</td><td>4. 30</td><td>4. 70</td><td>7. 78</td></tr></table> 水位周知河川 単位m <table><tr><th>河川名</th><th>観測所</th><th>水防団待機 水位 (通報 水位)、 通報潮位</th><th>氾濫注意 水位 (警戒 水位)、 警戒潮位</th><th>避難判断 水位</th><th>氾濫危険 水位 (特別警戒 水位)</th><th>氾濫発生 水位</th><th>堤防高</th></tr><tr><td>喜瀬川</td><td>住吉橋 (中流)</td><td>0. 90</td><td>1. 20</td><td>1. 40</td><td>1. 70</td><td>2. 17</td><td>3. 91</td></tr><tr><td>法華山谷川</td><td>魚橋 (上流)</td><td>2. 70</td><td>3. 10</td><td>3. 80</td><td>3. 90</td><td>4. 75</td><td>5. 32</td></tr></table> 播磨沿岸 単位m <table><tr><th>港湾名</th><th>観測所</th><th>通報潮位</th><th>警戒潮位</th><th>高潮特別警戒水位</th></tr><tr><td rowspan="2">東播磨港</td><td>東二見</td><td>T P+1. 30</td><td>T P+1. 80</td><td>T P+2. 30</td></tr><tr><td>高砂</td><td>T P+1. 20</td><td>T P+1. 70</td><td>T P+2. 30</td></tr></table> ※ T P は標高の基準となる海水面の高さを表す。	河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫発生 水位	加古川	板波	2. 00	3. 50	4. 20	5. 00	5. 88	国包	1. 50	2. 50	4. 30	4. 70	7. 78	河川名	観測所	水防団待機 水位 (通報 水位)、 通報潮位	氾濫注意 水位 (警戒 水位)、 警戒潮位	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒 水位)	氾濫発生 水位	堤防高	喜瀬川	住吉橋 (中流)	0. 90	1. 20	1. 40	1. 70	2. 17	3. 91	法華山谷川	魚橋 (上流)	2. 70	3. 10	3. 80	3. 90	4. 75	5. 32	港湾名	観測所	通報潮位	警戒潮位	高潮特別警戒水位	東播磨港	東二見	T P+1. 30	T P+1. 80	T P+2. 30	高砂	T P+1. 20	T P+1. 70	T P+2. 30	関係機関からの意見に基づく修正
河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫する 可能性の ある水位	氾濫開始相当 水位 (参考値)																																																																																																																			
加古川	板波	2. 00	3. 50	4. 20	5. 00	5. 41	二																																																																																																																			
	国包	1. 50	2. 50	4. 30	4. 70	7. 57	(7. 64)																																																																																																																			
河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫開始相当 水位 (参考値)	堤防高																																																																																																																			
喜瀬川	住吉橋 (中流)	0. 90	1. 20	1. 40	1. 70	(2. 17)	3. 91																																																																																																																			
法華山谷川	魚橋 (上流)	2. 70	3. 10	3. 80	3. 90	(4. 75)	5. 32																																																																																																																			
港湾名	観測所	通報潮位	警戒潮位	高潮特別警戒水位																																																																																																																						
東播磨港	東二見	T P+1. 30	T P+1. 80	T P+2. 30																																																																																																																						
	高砂	T P+1. 20	T P+1. 70	T P+2. 30																																																																																																																						
河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫発生 水位																																																																																																																				
加古川	板波	2. 00	3. 50	4. 20	5. 00	5. 88																																																																																																																				
	国包	1. 50	2. 50	4. 30	4. 70	7. 78																																																																																																																				
河川名	観測所	水防団待機 水位 (通報 水位)、 通報潮位	氾濫注意 水位 (警戒 水位)、 警戒潮位	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒 水位)	氾濫発生 水位	堤防高																																																																																																																			
喜瀬川	住吉橋 (中流)	0. 90	1. 20	1. 40	1. 70	2. 17	3. 91																																																																																																																			
法華山谷川	魚橋 (上流)	2. 70	3. 10	3. 80	3. 90	4. 75	5. 32																																																																																																																			
港湾名	観測所	通報潮位	警戒潮位	高潮特別警戒水位																																																																																																																						
東播磨港	東二見	T P+1. 30	T P+1. 80	T P+2. 30																																																																																																																						
	高砂	T P+1. 20	T P+1. 70	T P+2. 30																																																																																																																						

加古川市の防災に関する取り組みについて

1 市民への自助、共助の推進に関する取組について

(1) 防災出前講座の実施

防災に関する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図ることを目的に、自主防災組織などに対して、加古川市総合防災マップや画像等を活用し、市が行う防災対策や、各個人・家庭でできる災害の備えなどについて防災出前講座を実施した。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	89 回	85 回	92 回	101 回	133 回
対象人数	4,820 人	4,688 人	6,827 人	7,778 人	8,470 人

(2) 自主防災組織・防災士資格取得の補助制度

自主防災組織が資機材の購入や防災訓練、講習会等の防災活動に要した経費及び地域で防災活動を行う意欲のある防災士が資格取得に要した経費の一部に対し補助金を交付した。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自主防災組織活性化事業補助件数	39 件	31 件	28 件	30 件	25 件
防災士育成事業補助件数	2 件	3 件	5 件	5 件	3 件

(3) 災害時要配慮者への取組

避難行動要支援者への避難支援

平成 30 年 11 月に策定した「加古川市避難行動要支援者支援指針」を令和 7 年 12 月に改定した。策定以降の災害対策基本法の改正や、国・県の要配慮者支援に関する指針の見直し等を踏まえ、避難行動要支援者名簿の精度向上を図るため、調査様式を見直し、避難能力や支援の必要性を確認しやすいフローチャート形式へ変更するなど、真に支援を必要とする方を把握しやすい仕組みとした。

また、個別避難支援計画（セルフプラン）を災害対策基本法に基づく個別避難計画に一元化した。

防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業の実施

避難行動要支援者のうち、特に避難に支援を要する者に対し、本市福祉部局及びケアマネジャー等福祉専門職と連携し、令和 3 年度より個別避難計画を作成している。

令和 6 年度以降は、ケアマネジャー等福祉専門職を対象とした研修会を実施し、福祉の専門職が中心となって計画を作成する体制づくりに取り組んでいる。この取り組みにより、日程調整などの負担が軽減し、今後さらに計画作成件数の増加を図る。

作成件数（令和 3 年度～令和 7 年度）累計 126 件

福祉避難所に関する取組の推進

令和4年度に「加古川市福祉避難所設置基準及び運営マニュアル」を作成し、令和5年度以降毎年、加古川市社会福祉法人連絡協議会と連携し福祉避難所開設訓練を実施している。

令和5年度 鶴林園

令和6年度 TRUST ころろ 大野事業所

令和7年度 加古川はぐるまの家

(4) 水害リスクの見える化

土砂災害警戒区域等を明示した看板の設置



設置場所：たんようウェルネスパーク（加古川市東神吉町天下原 370）

設置目的：生活地域における土砂災害リスクを視覚的に明示することで、防災意識の向上及び土砂災害警戒区域に関する理解促進を図ること。

その他：（一財）砂防フロンティア整備推進機構による、宝くじに係る社会貢献広報事業を活用。

(5) 簡易トイレの啓発



小学校や地域の出前講座では、携帯トイレセットの備蓄の重要性や使用方法の説明に力を入れている。

(6) 地域と連携した避難訓練



(別府地区)



(氷丘地区)

地域からの要望を受け、指定避難所となっている学校で避難訓練を実施。
避難所開設担当の市職員も参加し、避難者の受け入れや避難所での生活について説明。

(7) イベントでの啓発



(食育フェスタ)



(防災フェスタ)

幅広い世代の市民に防災に興味を持ってもらえるよう、各種イベントで啓発活動を実施。

(8) 備蓄食品(乾パン)を活用したリメイクレシピの紹介

乾パンリメイクレシピ

乾パンのシーザーサラダ

[調理時間15分]

<材料(1品分)>

・レタス	大1枚
・ミニトマト	1〜2個
・黄パプリカ	20g
・乾パン	30g
・生ハム	20g
・シーザードレッシング	15g
・粉チーズ	適量



<作り方>

- ①レタスを一口大にちぎる。
- ②ミニトマトのへたを取り、4等分に切る。
- ③黄パプリカのへた、わた、種を取り、細切りする。
- ④乾パンを粗く砕く。
- ⑤①〜④を混ぜて生ハムを乗せ、シーザードレッシング、粉チーズをかける。

Point!

クルトンの代わりに乾パンを使いました。野菜メニューにすることで、野菜摂取ができます。

<栄養価(1品分)>

エネルギー	: 255 kcal
たんぱく質	: 8.6 g
脂 質	: 11.0 g
炭 水 化 物	: 28.5 g
食塩相当量	: 2.0 g

兵庫大学 健康科学部 栄養マネジメント学科 (2026年3月作成)

乾パンリメイクレシピ

カンパンチーズケーキ

[調理時間60分]

<材料(18cm型1台分)>

・乾パン	70g
・無塩バター	35g
・クリームチーズ	200g
・砂糖	30g
・卵	1個
・薄力粉	大さじ2と1/2
・牛乳	200mL
・レモン汁	15mL



<作り方>

- ①袋の中で乾パンを細かく砕き、溶かしたバターを加え、なじませる。
- ②①をケーキ型に敷き詰め、台を作る。
- ③クリームチーズを室温で柔らかくし、砂糖を擦り混ぜ、溶き卵、牛乳、レモン汁の順で柔らかくなるまで混ぜる。
- ④③にふるった薄力粉を加えて、粉っぽさがなくなるまで混ぜる。
- ⑤④を②のケーキ型に流し、180℃のオーブンで45〜50分焼く。

Point!

硬い乾パンもチーズケーキにすることでしっかりと柔らかく食べることができます。

<栄養価(18cm型1台分)>

エネルギー	: 1,532 kcal
たんぱく質	: 37.6 g
脂 質	: 111.2 g
炭 水 化 物	: 114.5 g
食塩相当量	: 2.6 g

兵庫大学 健康科学部 栄養マネジメント学科 (2026年3月作成)



兵庫大学健康科学部栄養マネジメント学科の学生に乾パンのリメイクレシピを考案していただき、市ホームページや QR コード付きシールを活用して、備蓄やローリングストックの普及啓発を行っている。

2 公助に関する取組について

(1) 各種訓練の実施

加古川市総合防災訓練

令和7年11月2日（日）に市役所前広場で37機関220名による訓練を実施し、多数の方にご来場いただいた。

要配慮者を交えた避難訓練や被害状況調査などの応急対応訓練のほか、障害物除去訓練、ライフライン復旧訓練など、大規模な地震の発生を想定した総合的な訓練を市民及び防災関係機関と連携して実施した。

前述のほか、昨年は避難所開設訓練を拡充し、市民に避難者役として参加いただき、職員側の訓練も兼ねた実践的な訓練を行った。

令和8年度は10月24日（土）に市役所前広場で実施予定。

職員向け防災研修及び訓練

職員の災害対応力向上のため、以下訓練を実施した。

項 目	内 容
新規採用職員研修	防災の基礎知識、災害対応の基礎
若手職員対象 水防訓練	災害対応の基礎、水防訓練（土のう作成、改良積み土のう工法等）
災害時職員対応訓練	避難所開設訓練、災害対策本部設置訓練、職員参集確認訓練
全職員研修	他自治体職員による講話（災害対応経験や教訓）
防災機器操作訓練	危機管理情報端末の操作訓練、IP無線通信訓練（月次実施）

3 その他お知らせについて

加古川市防災ポータルサイト

災害時のさまざまな情報をひとつに集約した「加古川市防災ポータル」を令和5年から開設し、運用しています。平常時には災害に関する備えの情報を「自助」「共助」「公助」に分けて確認できます。災害時には避難所情報や雨量などの情報を一元的に確認できます。



加古川市防災ポータル
Kakogawa City Disaster Prevention Portal

